

# 横浜市内5土木事務所20か月間複写サービス仕様書

## 1 趣旨

本仕様書は、各土木事務所の来所者が道水路等境界調査図のマイラー図の写しを取得できるようにすることを目的とし、発注者と受託者（以下、「供給者」という。）間において、横浜市内土木事務所における複写サービスを実施するにあたり必要な事項を定める。

## 2 複写サービスの条件

供給者は、本契約によりコインベンダー付き複写機の設置及びメンテナンスを行い、コピー代金は1枚あたり50円を徴収するものとし、その徴収した料金内で、用紙代・手書き領収書代・複合機トナー代をまかなう。供給者はベンダー内料金について適切に管理するとともに、2か月に1度は回収するものとする。

納品時、稼働に必要な硬貨は供給者が用意する。

電気代・複合機設置スペースは無償とする。

用紙の補充、トナー交換、一般的な紙づまり対応は、発注者側（各土木事務所職員）が行うものとする。

## 3 機器仕様、設置期間、設置場所等

### (1) コインベンダー付複写機主な仕様

ア 原稿サイズ 最大A3

イ 連続複写速度 25枚/分（A4ヨコ）以上

ウ 複写倍率 25%～400%

エ 給紙方式 用紙トレイ2段

オ 原稿送り装置 圧板であること

カ ベンダー機 500円・100円・50円・10円硬貨が使用できること

キ 500円は、令和3年11月発行開始の新500円硬貨が使用できること

ク 製造業者の工場から直接出荷される製品のこと

### (2) 設置期間

令和5年8月1日（火）から令和7年3月31日（月）の20か月間

### (3) 設置場所

各土木1台、事務室内とする。

ア 神奈川土木事務所 神奈川区神大寺二丁目28-22（2階 EV無し）

イ 中土木事務所 中区山下町246（2階 EV有り）

ウ 金沢土木事務所 横浜市金沢区寺前一丁目9-26（2階 EV無し）

エ 都筑土木事務所 都筑区茅ヶ崎中央32-1（4階 EV有り）

オ 戸塚土木事務所 戸塚区戸塚町2974-1（2階 EV無し）

## 4 契約期間

令和5年8月1日（火）から令和6年3月31日（日）まで（初年度）

なお、地方自治法第234条の3に基づき、令和5年8月1日（火）から令和7年3月31日（月）までの20か月の長期継続契約とする。

ただし、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る発注者の歳出予算の減額又は削除された場合は、発注者は本件契約を変更し、又は解除することができる。この場合、供給者は、契約の変更若しくは解除がなかった場合に生じ得た料金の支払、又はこの契約の変更若しくは解除により生じた損害の賠償について、発注者に請求できない。

## 5 使用実績

令和5年度、令和6年度の実際の使用枚数を保証するものではなく、従前の参考数値。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
神奈川土木事務所	4,115枚	3,611枚	3,703枚
中土木事務所	3,672枚	3,036枚	2,999枚
金沢土木事務所	2,652枚	2,976枚	2,986枚
都筑土木事務所	2,376枚	2,305枚	1,481枚
戸塚土木事務所	5,413枚	4,848枚	4,224枚
合計	18,228枚	16,776枚	15,393枚

## 6 契約、支払方法

### (1) 確定契約とする。

(2) 契約金額を8で割った金額について、毎月請求し、支払いは、毎月後払いとする。ただし、

請求金額に10円未満の端数が生じた場合は、最初の月の分に合算して請求する。

#### 7 複写機の管理等

供給者は、消耗品の供給等を行うために必要な情報を、当該複合機から供給者に送信することができる。その場合、無線インターネット回線（3G、LTE、Wimax、PHS等を用いるものをいう。）を使用する装置等（複写機に内蔵又は直接接続するもので、当該複写機以外の本市ネットワーク上の機器から当該装置等に接続できないものに限る。）を使用し、本市ネットワークを使用せずに供給者側に送信すること。

なお、やむを得ずに本市ネットワークを使用する場合は、協議のうえで本市が認めた場合のみ可とする。

#### 8 消耗品の供給

供給者は、常に良質な複写を維持するために、複写に必要な消耗品を円滑に供給すること。

#### 9 複写機の設置等

- (1) 複合機は、令和5年8月1日からプリンター及びスキャナ機能が正常に稼働できるように設置し、契約期間終了後は速やかに撤去する。また、設置及び撤去に要する費用は、供給者が負担する。
- (2) 設置にあたり、スキャナ機能を使用した際に複写機の記憶装置に情報を残さない方法で設定を行う。
- (3) 設置にあたり、各土木事務所に対して使用方法を丁寧に説明すること。使用方法の説明は、複合機メーカー又は代理店等が行うことも可とするが、その場合は供給者が責任を持って日程調整や説明者の確保等を行うこと。

#### 10 複写機の設置場所の変更

- (1) 発注者は、設置場所を変更する場合は、あらかじめ供給者に通知したうえで供給者の承認を得ること。この場合の複合機の移動は、供給者が実施する。
- (2) 供給者は、発注者の指示により複合機を移動する際は、あらかじめ、移動に要する費用を発注者に提示する。そのうえで、複写機の移動に要した経費を発注者に請求できる。

#### 11 損害保険

供給者は、契約対象物件について、供給者の費用で動産総合保険に加入し、契約の存続期間中、更新しなければならない。

#### 12 損害賠償

供給者は、発注者が故意又は重過失によって、複写機に損害を与えた場合は、その賠償を発注者に対して請求できる。この場合、動産総合保険で補償された損害に対しては、供給者は発注者に請求しない。

#### 13 機密の保持

- (1) 供給者は、保守の実施にあたり知り得た発注者の業務上の機密を、外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。契約満了後も同様とする。
- (2) 供給者は、保守作業において記憶装置を交換する際や、契約終了後の機器撤去等の際に記憶装置から情報漏洩の可能性がある場合、供給者の費用負担により、発注者の使用により記憶されたすべてのデータを完全に消去する。また当該データが復元不能になったことを証する資料を、書面により発注者に報告する。
- (3) 供給者は、前述の作業が困難な場合は供給者の費用負担により、記憶装置を物理的に破壊し、当該装置が再利用不能になったことを証する資料を、書面により発注者に報告する。

#### 14 その他

- (1) 契約期間中の疑問等については、道路局道路調査課担当者（電話：671-2795）と協議する。
- (2) 保守作業等にあたっては、関係法令及び本市条例・規則等を遵守し、怪我等の事故のないよう細心の注意を払うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び業務の詳細等について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ、決定する。